

福岡東南ロータリークラブ 細 則

第1条 定義

1. 理 事 会 : 本クラブの理事会
2. 理 事 : 本クラブの理事
3. 会 員 : 名誉会員以外の本クラブの会員
4. 定 足 数 : 投票時に出席していなければならない会員の最低人数
5. R I : 国際ロータリー
6. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある。
7. 書 面 : 文章化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年 度 : 月1日に始まる12カ月

第2条 理事会

第1節 理事会の員数

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、本クラブの会員12名によって構成される。

第2節 理事会の構成員等

1. 理事会は、本細則第3条により選挙された6名の理事、会長、直前会長、会長エレクト兼副会長、幹事、会計および会場監督（以下SAA）によって構成される。
2. 副幹事、副SAA及び理事会が承認したその他の会員は、理事会に出席し意見を述べることができる。
3. 衛星クラブの理事会は、議長、直前議長、議長エレクト、幹事および会計によって構成される。
4. 衛星クラブ理事会は、本クラブ理事会の指導・監督の下、ロータリーの目的を成就することに努める。

第3条 理事および役員が決定されるまでの手続き

第1節 指名

次年度の理事および役員の指名手続きは、慣例11に定める。

第2節 理事および役員の決定

理事および役員は、慣例11(7)及び(8)の手続きを経て決定される。

第3節 会長の任期

7月1日に就任し、1年間その職務に当たるものとする。

第4節 副会長の任期等

副会長は、選挙された時点から会長のノミネーターを務め、会長として就任する前の年度開始時に、会長エレクト兼副会長の役職名が与えられ、1年間その職務に当り、次いで7月1日に会長に就任する。

第5節 理事、幹事、SAAおよび会計の任期

理事、幹事、SAAおよび会計は選挙された直後の7月1日に就任する。理事、幹事およびSAAの任期は1年間とする。会計は職務の性質上、その任期は2年間職務に当たり、後任者が然るべく選挙され適格となるまで在任するものとする。

第6節 副幹事、副SAAおよび会計監査の選任

選挙によって決定した次年度理事会は、年次総会后2週間以内に会合してクラブ会員の中から副幹事、副SAAおよび会計監査を務める者を選任しなければならない。選

任された副幹事および副S A Aは、幹事またはS A Aの職務の補佐および会長より特に委嘱された事項を担当する。幹事またはS A A不在の場合、副幹事および副S A Aは各々その代理の任務を行う。なお、副幹事および副S A Aは、特別の事情がない限り、それぞれ、次年度の幹事・S A Aに指名されることが望ましい。

第7節 理事会構成員および委員会構成員の欠員補充

- (1) 会長が任期途中で、死亡、長期病氣療養またはその他特別の事由により、職務を全うできなくなった場合、その残期間が6ヶ月以上あるときは、後任者は、細則第3条第1節および第2節の手続きにより、選出される。この場合、会長エレクト兼副会長が会長に選出されることは妨げられない。その残期間が6ヶ月未満の場合、会長エレクト兼副会長が会長の職務を兼務する。
- (2) 会長エレクト兼副会長が任期途中で、死亡、長期病氣療養またはその他特別の事由により、職務を全うできなくなった場合、後任者は、細則第3条第1節および第2節の手続きにより、選出される。この場合、既に選出された会長ノミニニーが、会長エレクト兼副会長に選出されることは妨げられない。
- (3) 理事が任期途中で、死亡、長期病氣療養およびその他特別の事由により、職務が全うできなくなった場合、後任者は、理事会の決定によって、選出される。この場合、残りの理事が兼務することは妨げられない。
- (4) 幹事、S A A、会計および委員会構成員が任期途中で、死亡、長期病氣療養およびその他特別の事由により、職務が全うできなくなった場合、理事会の決定によって、適切な会員をもって補填するものとする。なお、幹事の場合は副幹事を、S A Aの場合は、副S A Aをもって補填することが望ましい。

第8節 次期の理事会構成員および委員会構成員の欠員補充

- (1) 会長ノミニニーが、年度開始前に死亡、長期病氣療養またはその他特別の事由により、職務が全うできなくなった場合、細則第2条第1節および第2節の手順によって、後任者を選出する。
- (2) 次期の幹事、S A A、会計、理事および委員会構成員が、年度開始前に死亡、長期病氣療養、その他特別の事由により、職務が全うできなくなった場合、後任者は、細則第3条第1節および第2節の手続きにより選出される。ただし、残りの次期理事会構成員の決定により補填することもできる。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、クラブの会合および理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。会長は、理事会の議事進行を幹事に委嘱することができる。

第2節 直前会長

直前会長は、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長の委任または理事会によって定められた任務を行う。

第3節 会長エレクト兼副会長

- (1) 会長エレクト兼副会長は、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長の委任または理事会によって定められた任務を行う。
- (2) 会長不在の場合は、クラブの会合および理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第4節 幹事

幹事は、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長の委任または理事会によって定められた任務を行うほか、次の各項の任務を行う。

- (1) クラブ会合、理事会および委員会等の諸会合の通知発送をすること。
- (2) 会員記録の整理保管、上記諸会合の出席記録および議事録を保管すること。
- (3) 人頭分担金、 比例人頭分担金を記載した半期報告、会員資格変更報告、例会月次出席報告等の諸種の義務報告をR Iないし地区ガバナーに行うとともに、公式雑誌の購読料の徴収およびR Iへの送金をすること。
- (4) 退会届、出席免除届等の受理のほか、他の役員等の所管に属するか不明な事項を処理すること。

第5節 会計

会計は、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長の委任または理事会によって定められた任務を行うほか、次の各項の任務を行う。

- (1) すべてのクラブ資金を管理保管すること。
- (2) 年間予算、決算を少なくとも毎年1回は、理事会承認の後クラブに報告すること。
- (3) 資金の変動状況を、理事会の要求ある毎に、説明すること。
- (4) 職を去るに当っては、その保管するすべての資金、会計帳簿、その他のクラブ財産を、会長もしくは幹事立会いの下に次期会長および後任者に引き継ぐこと。

第6節 S A A

S A Aは、会場監督その他例会運営委員会の委員長として、通常その職に付随する任務を行うほか、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められた任務を行う。

第5条 会合

第1節 年次総会

年次総会は、特別の事情がない限り、毎年12月31日までに開催しなければならない。

第2節 臨時総会

臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員10名以上の書面による要求があった時は、会長はこれを招集しなければならない。その場合、臨時総会の1週間前までに、議題等検討事項を会員全員に文書でもって通知しなければならない。

第3節 例会

1. 毎週の例会は金曜日12時30分に開催するものとする。
2. 例会の方法 例会は、以下の方法で行う。
 - (1) 直接顔を合わせる方法
 - (2) オンライン (WEB)
 - (3) 上記(1)および(2)を併用する方法
3. 衛星クラブは、衛星クラブ細則に基づき、毎月1回、第3水曜日に、衛星クラブ 固有の例会を開くものとする。
4. 衛星クラブは、本節1項に定める本クラブの例会を衛星クラブの例会とみなす

ことができ、衛星クラブの会員は、前項の例会とは別に、本クラブの例会に、少なくとも毎月1回出席するものとする。

5.例会に関するあらゆる変更または取消は、クラブの会員全員に然るべく通知がなされなければならない。

クラブ会員の出席または欠席およびその記録については、定款第10条の規定による。

第4節 定足数および議決数

- (1) 定款および本細則に特に定めがない限り、年次総会、臨時総会および例会の定足数は、会員総数の3分の1、理事会は理事会構成員の過半数（7名以上）とする。
- (2) 定款および本細則に特に定めがない限り、年次総会、臨時総会、例会における議決は、出席会員の過半数および理事会の議決は、出席理事会構成員の過半数をもって決する。

第5節 理事会

- (1) 定例理事会は、毎月原則として第1例会日に開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は、会長が必要ありと認めた時、または理事会構成員の2名以上の要求がある時は、会長によって招集されるものとする。ただしその場合、適切な予告期間内に議題および検討内容の通知がなされなければならない。
- (3) 会長もしくは幹事は、理事会の決議内容を、当該理事会の直後の例会において、クラブ会員に通知しなければならない。また、60日以内に書面による議事録を提供しなければならない。ただし、各理事会構成員が理事会で発言した個別の内容、すなわち誰が、どのような発言をしたか等については、(秘)扱いとする
- (4) 理事会の議事録作成は、副幹事の職務とする。
- (5) やむを得ない理由により理事会を開催することができない場合には、書面による決議を行うことができる。

第6節 クラブ協議会

- (1) 会長エレクト兼副会長は、次年度のプログラムとその活動方針および会員教育等について協議するため、地区研修・協議会終了後、速やかにクラブ協議会を開催しなければならない。このクラブ協議会の出席者は、次年度の役員、理事、委員会委員長、副幹事、副SAAおよび会計監査とする。
次期委員会委員長がやむを得ず欠席する場合は、次期副委員長もしくは当該次期委員を代理として出席させなければならない。
- (2) 会長は、ガバナーまたはガバナー補佐の訪問時および他の適切な時に年数回クラブ協議会を開催するものとする。クラブ協議会の出席者は理事会構成員、委員会委員長および副幹事、副SAA、会計監査とする。委員会委員長がやむを得ず欠席する場合は、副委員長もしくは当該委員を代理として出席させなければならない。
- (3) ガバナーまたはガバナー補佐の訪問時に開催するクラブ協議会には、3年未満の新会員は特別の理由がない限り出席すべきものとする。また他の会員は、多数出席することを奨励する。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

- (1) 本クラブの入会金は、100,000円とする。ただし、移籍会員および元会員は入会金納入の義務はない。
- (2) 衛星クラブから本クラブへ入会する場合、入会者は、本会入会金から衛星クラブ入会金を控除した差額を納入するものとする。
- (3) 衛星クラブの入会金は、10,000円とし入会に先んじて納入すべきものとする。ただし、本クラブから衛星クラブへ入会する場合、衛星クラブ入会者は、衛星クラブ入会金の納入義務を負わないものとする。

第2節 会費等

- (1) すべての会員は、会費として、理事会で決定した額および諸費用を併せて、毎年2回（7月1日および1月1日）の請求を受け、それぞれ同月末日までに納入しなければならない。
（【別紙1】を参照）
- (2) 期の途中で入会する新会員、再入会会員および移籍会員は、入会日より半期末までの月数に、半期の額を6分割した額を乗じた額を入会時に納入するものとする。
- (3) 期の途中で退会する会員は、理事会が退会届を受理した月の翌月から半期末までの月数に、期首における諸費用相当額を差し引いた残額を6分割した額を乗じた額を免除し還付する。
- (4) 衛星クラブ年会費は、48,000円とし、衛星クラブの会員は衛星クラブから請求を受けることにより、年会費の半額を7月末日までに、その残額を1月末日までに納入すべきものとする。衛星クラブ中途入会会員は、半期の残り月数に4,000円を乗じた金額を納入すべきものとする。
- (5) 衛星クラブ会員が本クラブ例会に出席する場合、食事代として別途3,500円を支払うものとする。
- (6) 衛星クラブ会員が、本クラブの特別例会または懇親会等に出席する場合、所要実費の金額、または10,000円を支払うものとする。

第7条 採決の方法

クラブの議事は、細則第3条第2節（理事および役員の投票）の場合を除いて、口頭または挙手によって処理されるものとする。

第8条 委員会の構成

第1節 年次目標等の設定

- (1) 各委員会は、任期の始まる前に定款第3条に基づいた年次目標および長期目標を作成しなければならない。
- (2) 会長、直前会長および会長エレクト兼副会長は、年次目標および長期目標作成において、活動の継続性と計画の一貫性を図るよう協力することとする。
- (3) 会長エレクト兼副会長は、会長としての任期の始まる前に、各委員会の次期委員長ほか委員を選出しなければならない。その場合、次期委員長は自ら担当する委

員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

第2節 常任委員会および特定分野担当委員会の設置

- (1) 会長は、理事会の承認を受け、クラブ管理運営委員会、クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会および例会運営委員会の7つの常任委員会を設置し、委員長を任命する。
- (2) 会長は、理事会の承認を受け、次の特定分野担当委員会を設置し、委員長を任命する。必要に応じ新設および廃止することが出来る。
 - (a) 長期計画委員会
 - (b) クラブ管理運営委員会の下に、
 - ① 会員増強・選考委員会
 - ② ロータリー情報委員会
 - ③ IT・会報・広報委員会
 - ④ クラブ資料委員会
 - (c) クラブ奉仕委員会の下に、
 - ① 出席委員会
 - ② 親睦活動委員会
 - ③ プログラム委員会
 - (d) 国際奉仕委員会の下に、
 - ① ネパールプロジェクトGG委員会
 - ② 姉妹クラブ委員会
 - (e) ロータリー財団委員会
 - (f) 米山奨学委員会

第3節 会長の特典

会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

第9条 委員会の任務および委員の任期等

第1節 委員会の任務

委員会は、細則によって付託された通常の職務および会長または理事会が特に付託する事項を処理するものとする。なお、特に重要な案件を委員会が付託を受け処理する場合は、理事会が前もって一括して付託していない限り、会長または理事会にその活動状況をその都度、報告し、承認を得なければならない。

第2節 委員長の任務

委員長は、委員会の会合と活動に対して、監督、調整する任務と責任を持ち、その全活動について、理事会に報告しなければならない。

第3節 委員の任期

委員会の委員長ほかすべての委員の任期は、細則で別に定める場合を除いては、7月1日に就任し、1年とする。ただし再任は妨げない。よって、会長は、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を2年ないし3年の任期をもって任命し、委員会活動に継続性を持たせることができる。

第4節 各委員会の任務等

- (1) 長期計画委員会
 - ・クラブ長期ビジョンの策定

- ・各委員会の年次目標及び長期目標立案への協力・支援
- ・財務状況分析
- ・会費の内容を検討
- ・各委員会予算の総合調整
- (2) クラブ管理運営委員会
 - ・クラブ運営管理方策の立案、実施
 - ・傘下特定分野担当委員会の総合調整
- (3) 会員増強・選考委員会
 - ・職業分類表の整理
 - ・会員増強方策の立案、実施
 - ・会員として推薦された者が、ロータリアンとして、相応しいかの調査・検討
- (4) ロータリー情報委員会
 - ・会員の特典と責務に関する情報の提供
 - ・新会員へのオリエンテーション
 - ・会員に対してロータリアンの理解を深めるため研修会等の実施
 - ・クラブ定款・細則、内規・慣例等諸規則・規定に関する事項
- (5) IT・会報・広報委員会
 - ・週報の刊行
 - ・会員に対して、世界や各地区のロータリアンに関する出来事の伝達
 - ・世間一般へのロータリアンPR活動
 - ・クラブ内のIT化推進
- (6) クラブ資料委員会
 - ・クラブの諸活動の写真や資料を保管、整理
- (7) クラブ奉仕委員会
 - ・クラブ奉仕活動の立案、実施
 - ・傘下特定分野担当委員会の総合調整
- (8) 出席委員会
 - ・会員へ例会他あらゆる会合への出席を促すこと
 - ・出席率向上方策の立案、実施
- (9) 親睦活動委員会
 - ・会員の親睦につながる活動の立案、実施
- (10) プログラム委員会
 - ・例会における卓話などのプログラム策定、準備、手配
- (11) 職業奉仕委員会
 - ・職業奉仕活動の立案、実施
- (12) 社会奉仕委員会
 - ・社会奉仕活動の立案、実施
- (13) 国際奉仕委員会
 - ・国際奉仕活動の立案、実施
 - ・傘下特定分野担当委員会の総合調整
- (14) ネパールプロジェクトGG委員会
 - ・ネパールプロジェクトの立案、実施
 - ・本プロジェクトのグローバル補助金に関する事項

- (15) 姉妹クラブ委員会
 - ・台北中央 RC に関する事項
- (16) 青少年奉仕委員会
 - ・青少年奉仕活動の立案、実施
 - ・福岡東南ロータアクトクラブの育成、支援
- (17) ロータリー財団委員会
 - ・ロータリー財団活動の会員への啓蒙
 - ・財団活動への支援
 - ・各委員会と連携して地区・グローバル補助金の立案・申請
- (18) 米山奨学委員会
 - ・米山奨学会活動の会員への啓蒙
 - ・奨学会活動の支援
 - ・奨学生のお世話・支援
- (19) 例会運営委員会
 - ・例会、総会等の運営
 - ・ホテルとの交渉、調整
 - ・スマイルボックスの管理、発表
 - ・テーブルのメンバー変更/年4回

第5節 衛星クラブの活動

- (1) 衛星クラブの年間活動計画、活動内容および活動予算等は、本クラブの承認を得なければならない。
- (2) 衛星クラブの会員は、奉仕活動、研修、親睦会その他名称の如何を問わず、本クラブが行う全ての活動に積極的に参加することとする。

第10条 出席

第1節 一般規定

定款10条第1節(C)については、例会の前後4週間以内とする。

第2節 出席規定の免除

会員は、定款第10条第4節および第5節の適用を受ける場合またはその他定款に定めがある場合は、出席規定は免除される。ただし、第5節の適用をうける場合は、書面をもって、幹事に通告し、理事会の承認を受けなければならない。

第11条 財務

第1節 予算の作成

会計年度の初めに、理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、費目毎に支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第2節 資金の預金

会計は、クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第3節 支払

すべての勘定書は、責任者2名以上の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手または現金をもって支払われるものとする。

第4節 監査および決算報告

(1) 会計監査は、財務に関する帳簿および財産の状況その他会計事務について、毎年1回全面的に周到に監査して、会計が行う決算報告に際し、監査報告を行うものとする。

(2) 前年度決算報告および監査報告は、可能な限り7月最終例会までに行うこと。

第5節 スマイルボックス

(1) スマイルボックスに捧げられた金額は、理事会の議決によって、クラブの「奉仕活動積立金」とその年度の奉仕活動資金に、適切に配分することができる。

なお、「奉仕活動積立金」は次の場合に、取り崩して使用することができる。

①当該年度の予算に計上されていないもので

②理事会でその支出が承認され

③例会で、出席会員の3分の2の賛成を得たもの

(2) スマイルボックスの趣旨および寄付基準は【慣例別紙】のとおりとする。

第6節 会計年度クラブの会計年度は、7月1日より翌年の6月30日に至る期間とする。

第12条 会員選挙の方法

第1節 推薦状の提出

(1) 本クラブの正会員2名により推薦された会員候補者の氏名および略歴を記した推薦状は、幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

(2) 推薦状の内容については、定款、細則に別に定めがある場合、または特別の事情がある場合を除いて、他に漏らしてはならない。

第2節 資格条件の確認

理事会は、会員候補者が定款第8条を満たしていることを確認しなければならない。

第3節 承認

理事会は、推薦状の提出後、30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 署名

理事会の決定が肯定的であった場合は会員候補者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、会員候補者に対し、申込用紙に署名を求め、また本人の氏名、略歴および予定されている職業分類等をクラブ会員に発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 当選

(1) 会員候補者について、クラブに発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員は除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、細則第5条に定める入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれた者（新会員と称す）となる。

(2) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会はこの件に関して票決を行うものとする。入会の承認は、出席理事会構成員の3分の2以上の賛成を要する。名誉会員候補者でないなら、細則第5条に定める入会金を納めることにより、新会員となる。

第6節 衛星クラブの会員選挙の方法

- (1) 衛星クラブ会員選挙の手続きは、本条第1節～第5節に準じ、衛星クラブの会員および理事会が行う。
ただし、当面の間、本クラブの正会員の推薦および本クラブの理事会の承認により、衛星クラブの会員を選挙することができる。
- (2) 入会希望者に対する諮問、会員選考委員会の審議に際し、本クラブの選考委員の参加・出席を義務づけるものとする。
- (3) 衛星クラブから本クラブへ移籍する会員選挙の手続きは、本条第1節～第5節に準じて行うものとする。
- (4) 本クラブから衛星クラブへ移籍する会員は、書面をもって幹事へ通告し、理事会の承認を受けなければならないものとし、本節(1)(2)の規定は適用しないものとする。

第7節 オリエンテーション、入会式とカウンセラーの指名

- (1) ロータリー情報委員長は、新会員のオリエンテーションを行い、次いで会長は例会で入会式を行う。幹事は新会員に対して、会員証を発行し、新会員としてR Iに報告しなければならない。
- (2) オリエンテーションの出席者は、新会員、推薦者、およびロータリー情報委員長とする。
- (3) ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供する
- (4) 会長は、新会員ができるだけ早くクラブに溶け込めるよう援助するカウンセラーを1名指名するものとする。カウンセラーは、推薦者を優先し、その任期は1年とする。
(【別紙2】を参照)

第13条 決議

ことの如何を問わず、クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議され
後でなければクラブによって審議されてはならない。

もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく
理事会に付託しなければならない。

第14条 議事の順序

開会宣言
来訪者の紹介
来信および告示事項
委員会報告
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第15条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票に

よって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。
衛星クラブのクラブ定款細則は、本定款細則を共通の定款とする。

(改正日 2022年12月16日)
(施行日 2023年1月1日)
(改正日 2023年3月3日)
(施行日 2023年4月1日)
(改正日 2023年12月15日)
(施行日 2024年1月1日)